

10月から区民センターなどの コミュニティ施設がより使いやすくなります

利用制限の緩和や利用時間の拡大などを実施

十月一日(木)から、コミュニティ施設のサービスを充実させます。

コミュニティ施設とは、区民センター(十館)、コミュニティセンター(二館)、地区センター(二十四館)のこと。市民の皆さんに、集会所

【詳細】区政課 ☎(21) 2 2 5 2



営利目的の利用や飲酒を含む宴会も可能に

以下のような催しも開催可能になります。

- ① 営利目的の催し: 企業や個人事業主による各種教室、学習塾、商品PRなど(物販を除く)。
- ② 飲酒を含む宴会: 利用時間は夜間のみ。
- ③ しのぶ会など: 遺体の搬入がなく、ろうそく・線香の使用がない形式のもの。遮音性のある部屋に限定。

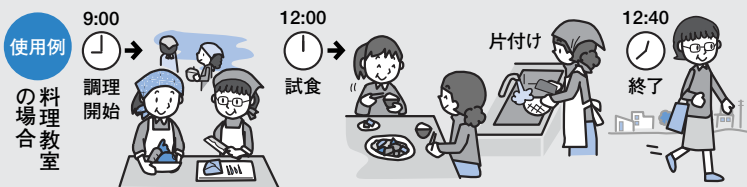
料金①は入場料などの額によって10割または20割増し、②は10割増し、③は通常料金



昼食・夕食の時間帯も利用できるように

清掃および利用者の入れ替え時間のため利用できなかった正午～午後1時、午後5時～6時のうち、40分間が利用できるようになります。

※当該時間の前後の時間帯に利用している方に限ります



1時間ごとの時間貸しを開始

現在の利用時間区分は「午前、午後、夜間、全日」の4種類のみですが、使用日の5日前の時点で空いている部屋について、1時間単位で借りられるようになります。

申込方法

申し込みは、10月1日(木)から各施設で受け付けます。詳細は、各施設で配布中のチラシや、ホームページ www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/minaoshi をご覧ください

公文書って何?

市の施策がどのように検討され、実施されたかが分かる資料です。規模の大小に関わらず、市の仕事では公文書を作成します。公文書は、札幌の歴史を知り、市政を検証できる貴重な資料です。



公文書館の役割って何?

重要な公文書を見たり、調べたいことを相談したりできます。市民が公文書を利用しやすくすることで、市との情報共有やまちづくりへの参加を進めます。



大阪市の公文書館。政令指定都市では、7都市が公文書館を設置している

ご意見をお寄せください

市役所5階行政部総務課、区役所などで配布している基本構想素案をご覧の上、9月30日(水)(必着)までに持参、送付、ファクス、Eメール。

パネル展を開催します ▶

公文書や公文書館の役割が分かるパネルなどを展示します(詳細は19頁)。

公文書館基本構想素案に ご意見を

市の施策が分かる公文書を将来にわたって保存します

重要な公文書を保存する「公文書館」の在り方について、皆さんの意見を募集します。さまざまな施策を行う際に作成される公文書。仕事上の役割を終え、保存期間が経過すると廃棄されます。一方で、公文書は市政を検証すること

【詳細】総務局総務課 ☎(21) 2 1 6 2